

	<h1>号外</h1>	定価 1部 2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.号外3 2019年 11月12日	各職域課題の具体的改善のためにも、県職労に実態や課題をお伝えください。ともに改善に向け頑張ろう
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可			

2019評協議会交渉③ 11.11保健所関係・保健福祉企画室長交渉

保健師 体制維持も拡充は継続課題 栄養士 体制維持も拡充は継続課題

県職労保健所協議会は、各保健所における意見交換を経て、来年度の組織・定数要求や職場環境改善等を柱とする、保健福祉部長あて要請書を作成し、11月11日に高橋保健福祉企画室長に手交のうえ、基本姿勢を質すべく交渉を行った。交渉には、職場代表も参加し、実態を訴えた。結果は次のとおり。

【交渉結果】保健師確保に関し、「保健所は、課長を含めて2019年度は54人体制。基本的に2020年度の体制は現状を維持する形。各公所の課題を把握する。感染症業務なども増加しており、体制整備が課題であることは認識」とするも、恒常的な**人員不足に対応した増員方針**は「正直難しい面もある」との消極姿勢を示したことから、**現場実態を訴えて改善を求めた**。**保健師の勤務環境の改善**は「法律上の通報件数は減少傾向にある。警察との連携体制も徐々に改善の向きもある。精神障がい者対応に係る警察官からの通報に関し、ガイドラインの作成に向けた検討を重ねている」との姿勢を示すも、**実際には法律上の通報以外の通報件数は恒常的に発生しており、早急な改善が必要と訴えた**。

栄養士確保は「健康事業は重要との認識から計画的に増員していく必要がある。**来年度は2人の採用**。ベテラン栄養士が順次定年を迎えるので**育成できるように配置を行っていく**」とした。保健師の人材育成策、特殊勤務手当（精神保健福祉業務手当、防疫等作業手当）、栄養士の処遇改善の課題も訴え、改善を求めた。



要請書を手交（保健師課題）



要請書を手交（栄養士課題）



実態を訴える交渉団



回答する高橋室長

今回の保健師・栄養士課題に係る保健福祉部からの回答は、現状体制維持の姿勢を引き出すも、恒常的な業務増に応じた増員方針まで示されず課題が山積したまま。交渉団から、健康予防施策を進めるにあたり、保健師・栄養士の増員を重ねて求めるとともに、昨今若年層退職が多いとし、定着に向けた対策を求めた。

高橋室長から、「若年層の早期退職は痛い問題。育休取得できる体制が必要。保健師不足は理解するが課題もある。実態を踏まえて計画的に対応していくよう努める」とし、継続課題とした。引き続き、課題を集約し、改善を求めていく（主な交渉結果は裏面）。

1 保健師の人員配置の基本的考え

(県 職 労) 不足している保健所には増員を要請。保健師の人員配置の在り方について、基本姿勢は。

(保福室長) 2018年度55人、2019年度は54人の体制で推進。各公所の課題を把握しながら配置の検討を進めるが、基本的には例年並みと考えている。

(県 職 労) 現状維持の姿勢で退職者の補充は行うが、改善求める菊池中執(左)・佐藤拓(一関・右)さん 各保健所では感染症業務など新たな対策も必要であり、増員を強く求めたい。実態を踏まえて改善を進めて欲しい。また、事務的業務の保健師負担も大きい、負担軽減のため事務職員の配置も。



2 保健師の人材育成策

(県 職 労) 保健師の計画的なキャリア形成を要請したい。全県的の総括的な役割を担う職員配置を。

(管理課長) 各保健所の協力を得て初任者研修等を実施しているほか、引き続き国立保健医療科学院の研修費用も措置している。全県の総括的な役割を担う保健師の配置だが、現在は健康国保課に配属。医療局の看護指導監と同様の配置は正直難しい。必要性、役割の意見もいただいて研究していく。

3 保健師等の勤務環境改善

(県 職 労) 精神障がい者の通報対応に当たり、深夜や土日休日の対応が必要となるが、平日夜間の対応をし、引き続き通常業務に従事せざるを得ない事案が生じており、職員負担が著しい。勤務配置の改善など、負担軽減策などの検討を。併せて、精神保健福祉士の配置を。

(管理課長) 精神保健福祉法第23条通報件数は減少傾向。厚生労働省で示した指針をもとに要請しており一定改善の効果もあると考える。現在、県警との連携マニュアルの整備に向けて検討を進めている。精神保健福祉士の配置は、東北地区では配置している県はなく、他県の状況を聞いて研究。

(県 職 労) 法的な通報件数は減少も実際はそれを上回る通報を受けている。実態踏まえて負担軽減を。

4 特殊勤務手当の改善

(県 職 労) 精神保健福祉業務手当、防疫等作業手当も業務実態と合わず、改善を。

(管理課長) 精神保健福祉業務手当は2016年度に改定を人事課に要求したが、実現できなかった経緯がある。他県も同様の水準であり、状況は変わっていない。防疫等作業手当も他県均衡であり難しい。

(県 職 労) 現場では切実な要望であり、改定の必要性について知恵と工夫を凝らして欲しい。

5 栄養士の人材確保等

(県 職 労) 今後も計画的な採用とベテランと新人との組み合わせの指導体制の継続が必要と考える。基本姿勢を伺いたい。処遇改善も。

(保福室長) 県民計画推進のもと栄養士2人は採用する。職員が定年となる前に育成できるよう努める。

(管理課長) 管理栄養士資格が不可欠。4大卒が基本であり、将来的には上位号給への切り替えが必要と考える。人事課協議をする。

(県 職 労) 健康予防に加え、2020年4月からは食品表示法改正や受動喫煙防止対策の新業務も加わる。東日本大震災時には栄養指導の対応が十分できなかった教訓もある。体制強化が喫緊の課題。現場の声を受けて計画的に増員を。



実態訴える栄養士の皆さん(左から花巻・菊地さん、大船渡・岩山さん)